

1 府中町子ども・子育て会議設置条例

府中町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月24日条例第21号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、府中町における子ども・子育て支援に係る施策の推進に関し調査審議等をするため、府中町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- （3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4）子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- （5）その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、第2条の事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委員となる者の任期)

2 この条例の施行の日以後において最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年5月31日とする。

附 則 (平成30年12月25日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月7日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 府中町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：R5.6.1～R7.5.31)

条例第3条第2項の区分		氏 名	所 属
第1号 子どもの保護者	P T A代表	丸谷 大介	府中町P T A連絡協議会
	子育てサークル代表	木村 由佳	みつばのクローバー
第2号 子ども・子育て 支援に関する関 係団体から推薦 を受けた者	民生委員・児童委員	田中 千里	府中町民生委員児童委員協議会連合会
	青少年育成町民会議	奥 金実	青少年育成府中町民会議
	社会福祉協議会	森 太	社会福祉法人府中町社会福祉協議会
	ボランティア協議会	清水 信代	府中町ボランティア協議会
	幼児発達支援センター	副会長 林 しのぶ	社会福祉法人柏学園
第3号 子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	保育園代表	根木 恵子	認可小規模保育園 アーブル KIDS
	幼稚園代表	久保田 貴八郎	認定こども園つばめ
	小学校代表	有崎 美紀	府中中央小学校
	認可外保育施設	濱口 量子	公益社団法人府中町シルバー人材センター (府中町ファミリー・サポート・センター)
第4号 子ども・子育て 支援に関する学 識経験のある者	大学教授	会長 橋本 信子	安田女子短期大学
	学識経験者	小濱 樹子	府中町人権擁護委員
第5号 その他町長が 必要と認める者	事業主代表	平地 敦	イオンモール株式会社 イオンモール広島府中
	労働者代表	金子 哲二	マツダ労働組合

名 称 府中町こども計画
発 行 府中町 福祉保健部 子育て支援課
所 在 地 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号
電 話：082-286-3163
F A X：082-283-5775
E-mail：kosodate@town.fuchu.hiroshima.jp
発行年月 令和7（2025）年3月